


概要版

五所川原市 第3期地域福祉計画



支え合いでつくる
安心が実感できるまち

令和6年3月
五所川原市

1. 地域福祉に関して

地域福祉とは、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉などの対象者ごとの福祉サービスだけでなく、地域に暮らす人や地域で活動する団体・事業者、そして行政が一体となって、自分たちが住んでいる地域社会の生活課題を発見し、解決していこうとするものです。

具体的には、支援を必要としている人やその家族が、地域社会の中で自立した生活を送ることができるよう、公的サービスのみならず、地域住民のふれあい交流活動や見守り活動、助け合い活動、健康づくりといった支援・支え合いを、地域でお互いに行っていくことを言います。

その「地域での支え合い」を含め、住民と行政とが協働しながら、どのように地域福祉を進めていくか定めたものが地域福祉計画です。

2. 計画の位置づけ

「五所川原市地域福祉計画」は、「五所川原市総合計画」を上位計画とした計画であり、高齢者福祉、児童福祉・子育て支援、障がい者福祉等、他の福祉分野における行政計画（老人福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画、障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、いのちを支える自殺対策計画）等との整合性・連携を図りながら、地域住民主体のまちづくりや幅広い地域住民の参加を基本として、住民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目標とします。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

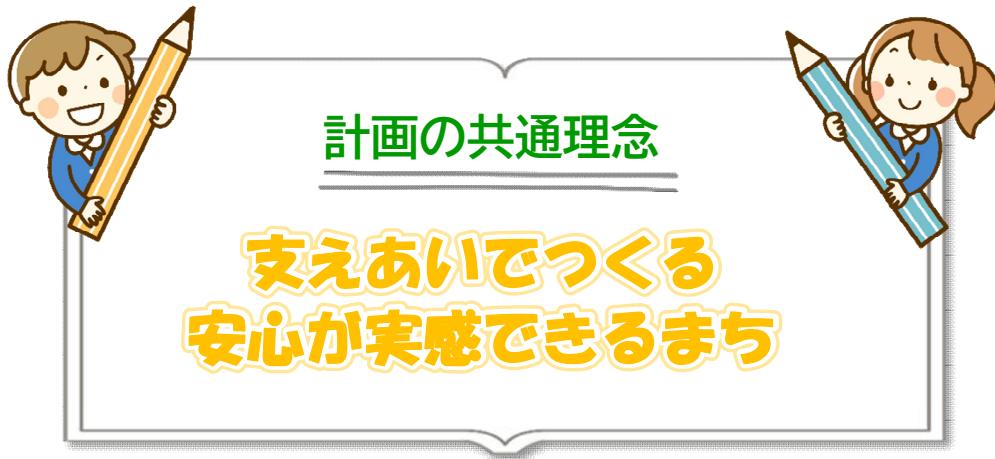
なお、毎年の方策の進捗管理・評価に加え、中間年の令和8年度に中間評価を行います。

	令和 元年度	~	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	~	令和 15年度
第2期	計画期間										
第3期			見直し	計画期間							
第4期								見直し	計画期間		



4. 計画のビジョン

地域福祉を取り巻く本市の現状と課題を踏まえ、計画のビジョンを次のとおりに設定します。



あらゆる人が、住み慣れた地域の中で自分らしい生活を実現するために、市民一人ひとりの努力だけでなく、市民同士のつながりや協力を基盤にしながら、市や関係機関・地域の活動団体等が協働して、お互いの個性や権利を理解し尊重しあう地域全体の「支えあい」によるまちづくりを目指します。

また、共通理念の実現に向け、計画期間の5年間で実現すべきこととして、次の5項目を「五所川原市第3期地域福祉計画における基本目標」として、総合的に推進します。

基本目標1 お互いを正しく理解し尊重しあう「意識」づくり

基本目標2 社会を支える「仕組み」づくり

基本目標3 支えあいのための「地域」づくり

基本目標4 市民が主役となる「取り組み」の推進

基本目標5 適切な「サービス」の充実



5. 基本目標の展開と達成目標

基本目標1 お互いを正しく理解し尊重しあう「意識」づくり

今後の方向性

- 性別や年齢、障がいの有無等に関係なく、住民同士がお互いを正しく理解し、尊重し合うことができるよう、福祉や人権問題についての教育や啓発活動を推進します。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する周知を行い、適切な利用促進や権利擁護のための相談支援体制の充実に取り組みます。
- 相談窓口の周知や機能充実、及び関係機関との連携など、虐待への迅速な対応を図るとともに、虐待防止のための啓発に取り組みます。

達成目標

- ◆ 五所川原市を暮らしやすいまちと思える市民を増やします。

	現状値	中間目標	最終目標
数値	63.9%	70%以上	75%以上
評価年度	令和5年度	令和8年度	令和10年度
評価方法	・市民アンケート調査「五所川原市の暮らしやすさ」 『暮らしやすい』『どちらかという暮らしやすい』の回答割合		

基本目標2 社会を支える「仕組み」づくり

今後の方向性

- 誰もが地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉に関わるさまざまなサービス提供者が連携し、それぞれの特性を活かした福祉サービスを展開することにより、利用者のニーズに対応した適切なサービスを提供します。
- 平常時から地域で協力して避難支援体制や連絡体制を整えるとともに、防災などに関する情報を提供し、災害発生時や緊急時の支援体制の強化を図ります。
- 子どもや高齢者、障がい者などを犯罪や事故から守るため、地域の防犯・交通安全意識を高め、地域ぐるみの防犯・交通安全活動を進めます。
- 年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが積極的に社会参加できるよう、道路や公共施設など地域の環境のバリアフリー化や心のバリアフリー化、さらにユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
- 交通ネットワークを充実するとともに、高齢者や障がいのある人などの移動が困難な人への支援を検討していきます。
- 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざして、「五所川原市いのち支える自殺対策計画」に基づき、自殺予防対策の推進を図ります。

達成目標

- ◆ 分野や組織を超えて、庁内外の関係機関・団体の連携の場を増やします。

	現状値	中間目標	最終目標
数値	66.7%	70%以上	75%以上
評価年度	令和5年度	令和8年度	令和10年度
評価方法	・団体アンケート「他の関係機関との連携について」「市役所との連携について」『よい』『まあよい』の回答割合		

基本目標3 支えあいの「地域」づくり

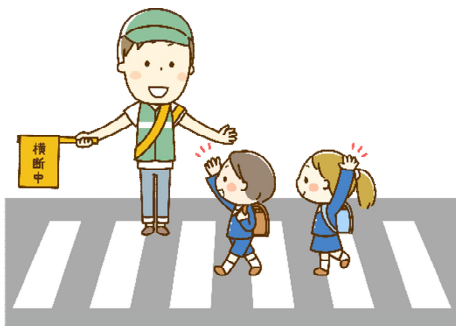
今後の方向性

- 地域のさまざまな団体と連携し、地域における活動内容の周知や、人材の確保に向けた協力などを行い、各種団体の活動に対する支援を行います。
- 民生委員・児童委員など福祉に関わる団体の活動内容の周知などを行い、地域のさまざまな団体の活動の促進を図ります。
- 「地域のつながり」を大切に、あいさつや声かけ、地域交流・ふれあいを活性化します。
- 高齢者や障がい者、子ども、子育て家庭など、同じ仲間同士が集まれる場をつくり、交流・ふれあいを促進します。

達成目標

- ◆ ボランティア等の地域活動に参加したことがある市民を増やします。

	現状値	中間目標	最終目標
数値	23.9%	30%以上	35%以上
評価年度	令和5年度	令和8年度	令和10年度
評価方法	・市民アンケート調査「ボランティア活動への参加」『過去に1回以上参加したことがある』の回答割合		



基本目標4 市民が主役となる「取り組み」の推進

今後の方向性

- 地域の中で安心感を実感するためには、地域の中での住民相互の助けあいが必要になります。身近な地域単位で、住民や関係団体が連携して、支え合いのためのネットワークづくりや、支え合い・助け合い活動を推進します。
- 可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムを推進します。
- 健康づくりに対する意識啓発を行うとともに、それぞれの生活環境やライフステージに応じて、体や心の健康維持・向上のために必要なサポートに取り組みます。特に、高齢者をはじめとする「生活介助が必要な人とその家族」は健康面での不安が他に比べて高いため、介護予防活動を通じた状況把握と重点的な対策に努めます。
- 自らの知識や経験を活かし、生きがいを持てる機会を増やすためにも、地域住民が各種活動に気軽に参加し、親しむことができる体制を整えます。

達成目標

- ◆ 健康づくりの事業を通じて、健康な市民を増やします。

	現状値	中間目標	最終目標
数値	38.5%	45%以上	50%以上
評価年度	令和5年度	令和8年度	令和10年度
評価方法	・市民アンケート調査「自身の健康状態」 『よい』『まあよい』の回答割合		



基本目標5 適切な「サービス」の充実

今後の方向性

- 多様化している生活課題や福祉課題を抱えている世帯に対応するため、庁内や関係機関内の連携を基盤としながら、庁外の専門職や専門機関との緊密な連携を図り、相談窓口の専門性の向上を図ります。
- 各種相談窓口の周知を図り、利用促進に努めます。
- 住民誰もが、福祉制度やサービスなどについての情報を、必要なときにいつでも入手できるよう、様々な手段や機会を活用して情報提供します。
- 高齢者や障がい者などに配慮した情報提供の方法を工夫し、誰にでもわかりやすい情報提供の充実に努めます。
- 住民がボランティアやNPOなどの活動に関心を持ち、参加できるよう、情報提供の充実や活動しやすいしくみづくりを進めます。
- 地域福祉活動の担い手となる人材の確保や育成を図ります。

達成目標

- ◆ 自分自身や家族のことで困った時に、相談窓口を誰もが活用しやすいようにします。

	現状値	中間目標	最終目標
数値	25.1%	20%以上	15%以上
評価年度	令和5年度	令和8年度	令和10年度
評価方法	・団体アンケート「市役所の相談窓口の利用状況」 『知らない・わからない』の回答割合		

6. 計画の推進体制

行政の役割と連携・協働体制

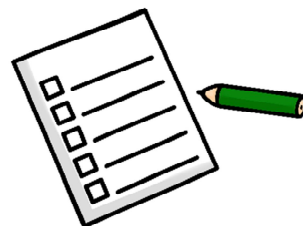
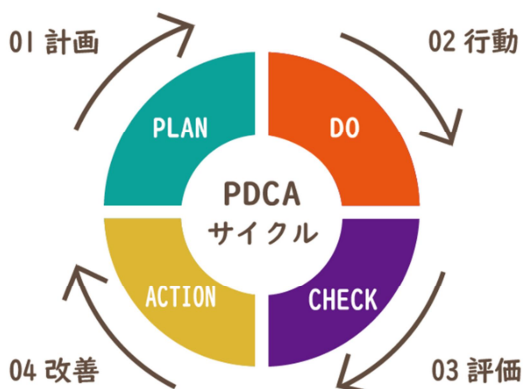
計画の着実な推進を図るために、庁内の横断的な連携を進め、計画推進に係る情報や資源等の共有を図ります。その上で、公助の視点から、福祉分野の各個別計画に共通する人材等の基盤整備、分野横断的な相談支援体制の整備、公平・公正な支援等の効果的・効率的な推進を図ります。

また、関係団体や地域社会との密接な連携を通じて情報共有を図るとともに、市民に広く情報提供を行います。このほかにも主体的な地域福祉活動の促進を図り、地域における連携・協働体制の拡充を図ります。

計画の進行管理

基本理念である「支えあいで作る 安心を実感できるまち」を実現するため、PDCAサイクル手法を用いて計画を推進します。具体的には、市で5つの基本目標に位置づけた取り組みの実績・課題等を毎年評価・検証します。中間年度には再度アンケートを実施し、中間評価を行います。

また、社会経済情勢の変化や制度改正などに伴い、取り組み方針や主な取り組み、成果を計る指標等を含む計画の見直しも行います。





市役所の相談窓口

相談内容	対応窓口	電話番号
生活の困りごと	福祉政策課	0173-35-2166
母子保健・心の健康	健康推進課	0173-35-2111(内線 2376)
高齢者の生活・介護	地域包括支援センター	0173-35-2111(内線 2462)
障がいに関すること	福祉政策課	0173-35-2111(内線 2494)
子育て支援に関すること	子育て支援課	0173-35-2111(内線 2473)



地域の相談窓口

相談内容	対応窓口	電話番号
暮らしの不安や悩みに関すること	なんでも相談所	0173-39-1212 (社会福祉協議会内に設置)
権利擁護に関すること	権利擁護センター ごしょがわら	0173-34-3494 (社会福祉協議会内に設置)
ボランティアに関すること	五所川原市ボランティア 市民活動センター	0173-34-3494 (社会福祉協議会内に設置)
学校生活に関すること	五所川原市教育相談室	0173-34-3381
法律に関すること	法テラス青森	050-3383-5552



五所川原市 第3期地域福祉計画【概要版】

発行日 令和6年3月

発行 五所川原市

住所 〒037-8686 青森県五所川原市字布屋町 41-1

電話 0173-35-2111

FAX 0173-35-2120

